

長期収載品(先発医薬品)の選定療養について

国の方針により、2024(R6)年10月1日から長期収載品※を患者さんが希望した際に、選定療養費として**自己負担が発生**します。

そのため、当院では原則、後発医薬品で処方箋を発行します。

※長期収載品とは、すでに特許が切れており、同じ効能・効果を持つ後発医薬品が発売されている先発医薬品のことです。

【先発医薬品と後発医薬品(ジェネリック)】

先発医薬品は、最初に発売された薬で、開発に長い期間と多額の費用がかかるため、薬価(薬の値段)が高くなります。後発医薬品は、先発医薬品の特許が切れた後に発売される薬で、研究開発費が低く抑えられるため、薬価が安くなります。

●先発医薬品(先)と後発医薬品(後)の例●

(先)キサラン点眼液と(後)ラタノプロスト点眼液

(先)ヒアレイン点眼液と(後)ヒアルロン酸ナトリウム点眼液

【自己負担額】

先発医薬品と後発医薬品の価格差の4分の1と消費税。

こども医療や重度身障者などで会計がない患者さんも選定療養費分は自己負担(会計)が発生します。

【当院処方薬について】

ほぼ全ての先発医薬品が長期収載品に該当します。

【選定療養費の対象外となる場合】

医療上長期収載品の必要があると認められる場合、および後発医薬品を提供することが困難な場合は、引き続き保険給付になります。